

保護者の皆様

八幡平市立小中学校における新型コロナウイルス感染症への対応（令和5年5月8日～）

新型コロナウイルス感染症が「感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の5類感染症に移行されることに伴い、令和5年5月8日（月）から適用される「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等が文部科学省から示されました。

そこで、引き続きお願いする内容もございますが、5類移行後において保護者の皆様をお願いしたいこと等をまとめましたので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方】

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、以下の対策を講じることが重要とされております。
 - ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
 - ・ 適切な換気の確保
 - ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

【日常的な感染症対策に関すること】

- 以下について、ご家庭のご協力をお願いいたします。
 - ・ 児童生徒に「発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状」がある場合には、登校を控えていただきたいこと。ただし、アレルギー疾患等の症状の場合には、この限りではないこと。
 - ・ 学校で発熱等の症状がみられた場合には、学校から帰宅の連絡をしますので、症状がなくなるまで休養させていただきたいこと。
 - ・ 抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」について、ご協力をいただきたいこと。
 - ・ 一般的に感染症対策のため必要とされる持ち物「清潔なハンカチ・ティッシュ」「（必要に応じて）マスクやマスクケース等」などについて、持参させていただきたいこと。
 - ・ 帰宅後には、速やかに手を洗うようにしていただきたいこと。

【流行時における感染症対策に関すること】

- 日常的な感染症対策に加え、学校や地域の感染状況に応じて、一時的に活動場面に応じて以下のような対策を行うことがあります。
 - ・ 児童生徒にマスクの着用をうながす可能性もありますが、その場合でもマスクの着用を強いることはありません。
 - ・ 授業時等において、「近距離」「対面」「大声の会話の発生」を控える、触れ合わない程度の身体的距離を確保するなどの対策を講じること。
 - ・ 保護者の皆様が参加する学校行事において、触れ合わない程度の距離の確保をお願いすること。
 - ・ 給食等の食事の場面において、飛沫が飛ばさないような対策を講じること。

【感染が確認された場合の出席停止期間について】

- ・ 学校保健安全法施行規則において、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」と示されました。

例	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
	発症				症状軽快	症状軽快1日目	出席停止解除

- ・ 出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、学校は適切に指導します。

【学級閉鎖・学年閉鎖・学校全体の臨時休業について】

- 校内で、感染が広がっている可能性が高いと判断される場合には、感染拡大防止の観点から、学校医等と相談し、閉鎖等の検討を行います。

<学級閉鎖>

- ・ 同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合に学級閉鎖を実施します。ただし、複数の児童生徒の感染が確認された場合であっても、その感染児童生徒間での感染経路に関連がない場合や、そのほか学級内での他の児童生徒に感染が広がっているおそれがない場合においては、閉鎖は実施しません。閉鎖の期間はおおよそ 3～5 日程度（土日・祝日含む）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒への影響等を踏まえて判断します。

<学年閉鎖>

- ・ 複数の学級を閉鎖し、かつ学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

<学校全体の臨時休業>

- ・ 複数の学年を閉鎖し、かつ学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

※ 感染が不安で登校させることが心配な場合等については、学校へご相談ください。

※ 今回の変更は令和 5 年 5 月 8 日時点のものであり、今後、国の方針等の変更にもなって、学校の対応も変更する場合があります。

<担当：八幡平市教育委員会事務局教育指導課>